

調整に係る議事録の概要（平成23年12月28日現在）

1 第1回調整（平成20年4月9日）

①出席者＝都市整備課（加藤、伊藤） 企業立地推進室（武田、渡邊）

②都市整備課

- ・ 区画整理事業＝資料を基に説明（資料請求1）
- ・ 当麻は無理、調整地区は不可能、区画整理は平成25年以降、平成23年は無理。

③企業立地推進室

- ・ STEP50の新設を説明

④結果＝可能性について、更に検討を進める。

2 第2回調整（平成20年7月2日）＝企業訪問

3 第3回調整（平成20年12月24日）

①出席者＝都市整備課（加藤、伊藤、他1名） 企業立地推進室（武田）

②企業立地推進室

- ・ 申請書受付は、法的に工場建設が可能な状況でなければ不可
- ・ 先行取得用地は、奨励の対象外でインベスト神奈川も同様
- ・ 現状では用地費は除外
- ・ 資料請求2＝ラッシュが持参した事業スケジュール
- ・ 資料請求3＝別添資料

4 第4回調整（平成21年10月6日）＝ラッシュから相談

①宛先＝拠点整備課（伊藤課長、長沼）

②相談の内容

- ・ 前提条件が門前払の印象で、説明内容が覆る（重要事項）

- ・ 企業立地推進室＝既得土地の助成は不可能と主張（今後も不変予想）
- ・ 県企業誘致室＝市街化編入確実との確証なく、申請受付不可能

## 5 第5回調整（平成21年12月8日）

- ①出席者＝拠点整備課（伊藤課長他2名） 企業立地推進室（渡邊課長、原田）
- ②企業立地推進室（渡邊課長）の説明（資料請求4＝想定資料、別添資料）
  - ・ 転売して購入した土地（再取得）は、奨励金の対象外
  - ・ 事業着手＝事業計画提出後5日以降の契約（土地、測量、設計契約）
- ③拠点整備課
  - ・ 区画整理事業を想定した中で情報提供していくことは可能で協力する
  - ・ 区画整理の資料、市の土地利用の方針等提供（資料請求5＝提供資料）
  - ・ 伊藤課長＝これまでのSTEP50のやり取り報告
- ④結論＝1月末を目処に事業計画を作成する

## 6 第6回調整（平成22年2月3日）

（拠点整備課訪問後に、企業立地推進室に立寄り時のラッシュの要望）

- ①県は、市作成の市街化編入の時期を担保する書類（資料請求6）を要望
- ②ラッシュ社としては、これ以上どうしようもない
- ③拠点整備課から、明確な返事がない、どうしたらよいか
- ④企業立地推進室から、県に何らかのアクションを願う
- ⑤市の怠慢で、県の制度（インベスト神奈川）が利用できない恐れがでる
- ⑥とりあえず、県及び拠点整備課と確認する